別表六の二（二十）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒁) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)」⒂　又は「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒃) ((1)＜(5)の場合は０)」⒄　の各欄は、「増加促進割合 (3)/(2)」⑷　の欄に記載した割合が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載すること。

⑴　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第４号において同じ。）が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する連結事業年度　0.04（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の15の６第２項第７号に規定する中小連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合には、0.03）

⑵　⑴に掲げるもの以外の連結事業年度　0.05（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には、0.03）

3　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒁) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)」⒂　の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「⑿又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(⑿＋⒁)」及び「又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合」を消すこと。

4　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒃) ((1)＜(5)の場合は０)」⒄　の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「⑿又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(⑿＋⒃)」を消すこと。

5　「当期税額基準額 ⑱×10又は20/100　⑲」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

6　「当期税額控除可能額 ((⒂又は⒄)と⑲のうち少ない金額)　⑳」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には「⒂又は」を消し、その他の場合には「又は⒄」を消すこと。

7　租税特別措置法施行令第39条の47第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は、記載を要しない。

8　「基準雇用者給与等支給額 ㉔×㉕　㉖」の欄は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額 ㉔×㉕×70/100　㉖」として記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　租税特別措置法施行令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

9　租税特別措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が０である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の㉞の合計/各連結法人の㉟の合計　㊱　の「適用年度　①」の欄には「１」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が０である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の㉞の合計/各連結法人の㉟の合計　㊱　の「前連結事業年度又は前事業年度　②」の欄には「０」と記載すること。